

内部統制制度の概略及び運用状況について

1 改正地方自治法における内部統制制度について

(1) 制度の導入経緯・趣旨

- ・ 改正地方自治法により、令和 2 年 4 月からの導入が政令指定都市等の義務に。
- ・ 住民の福祉の増進を基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別・評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する。

(2) 対象となる事務

① 事務の種類

- 財務に関する事務
- その他、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として市長が認めるもの

② 権限による範囲

- 市長の担任する事務

(3) 内部統制に関する方針の策定

- ・ 内部統制の目的、対象事務等、内部統制の組織的な取り組みの方向性を示す方針を各自治体で策定する。

(4) 評価結果の議会への報告

① 評価報告書の作成

- 1 年間の制度運用の結果（重大な不備[注]に該当する事故等の是正に関する状況、内部統制に関する取り組み状況など）を取りまとめて作成

注) 大きな社会的・経済的な不利益を生じさせる可能性のあるもの、又は生じさせたもの

② 監査委員による審査及び議会への報告

- 監査委員による審査を受けた上で、その意見を付し、議会に報告

2 本市における内部統制基本方針、実施体制、運用について

(1) 仙台市内部統制基本方針（令和 2 年 4 月策定。資料 1－1 参照）の主な特徴

- ・ これまでの本市のコンプライアンス確保に向けた取り組みを踏まえながら、新たに庁内におけるリスク管理体制を構築し、適切に運用することで、市民の信頼をより確かなものとしていく趣旨を前文で明示。
- ・ 対象事務については、地方自治法第 150 条第 1 項により必須とされる範囲（財務に関する事務）にとどめず、「市長の権限に属する事務全般」としたこと。
- ・ 公営企業管理者及び行政委員会の権限に属する事務についても、基本方針に基づき一体的に推進していくものとしたこと。

(2) 実施体制及び運用の枠組（資料 1－2 参照）

内部統制制度が適切かつ効果的に機能するよう、市長をトップとする実施体制を構築するとともに、リスクチェックシート（資料 1－3 参照）を活用した各所属における PDCA サイクルの取り組みを実施。

また、推進部局であるコンプライアンス推進担当が中心となって、リスクチェックシートの適切な運用の支援、重大な不備等の事案の周知など、全庁的な内部統制の推進を図っていく。

3 運用状況の評価（評価報告書の作成等）について

毎年度の取り組み状況、「重大な不備」に該当する事故等の是正状況等を、評価部局が「評価報告書」として取りまとめ、監査委員からの意見を付して議会に報告する。

(1) 組織全体に適用する内部統制、及び各所属で実施する内部統制に関する評価

- ・ 組織としての体制や規程等の整備・運用状況、各所属でのリスクチェックシートの整備・運用状況等を確認・評価

(2) 把握された不備（事務事故等）に関する評価（重大性の判定）の実施

- ・ 仙台市内部統制評価委員会（総務局総務部長を委員長とし、評価部局及び共通業務主管課長が委員）で「重大な不備」に該当するものかを判定。

(3) 監査委員への審査依頼及び議会への報告

- ・ 前年度分の評価報告書は監査委員に審査を依頼、その意見を付して議会に報告。
※令和 2 年度における取組状況等については、令和 3 年 7 月頃に評価報告書を作成、監査委員へ審査を依頼し、監査委員の意見とともに議会へ報告する予定。

4 令和元年度中（試行期間）に把握した不備（事務事故等）の状況について

令和2年4月からの制度導入に向けた準備のため、令和元年11月から令和2年3月にかけて制度の試行運用を実施。

期間中に報告された不備（事務事故等）の状況は次のとおりであった。

(1) 類型ごとの件数（各公営企業・行政委員会の事案を含む）

類型と主な態様	件数
①財務関係（予算の執行・公金・物品・契約・財産管理に関するもの） ・収納金等の誤徴収や請求漏れ、支援金等の支給漏れ ・物品等の紛失 ・委託料等の算定誤り など	28
②個人情報関係 ・郵便やメールなどの誤送付、窓口での証明書類の誤交付などによる個人情報の漏えい	16
③情報システム関係 ・システムの設計不良 ・ソフトウェアの不適正な使用 など	6
④その他 ・保険料や医療費助成などの認定区分の誤り ・日付や電話番号等の誤記載 ・個人情報の漏えいを伴わない書類等の誤送付 ・書類の誤廃棄や紛失 など	40
総計	90

(2) 主な原因ごとの件数（各公営企業・行政委員会の事案を含む）

事故原因	件数
①不注意・勘違い・思い込み・失念	49
②不十分な進捗管理・管理監督	13
③法令等根拠の確認・理解不足	9
④予見・想起していなかったリスクの発生や不備の見落とし	6
⑤情報共有・連絡不足（外部とのやりとり含む）	5
⑥繁忙・困難業務等への不十分な対応	4
⑦その他 倫理観や責任感の欠如、不十分な事務引継、想定外の環境変化 など	4
総計	90

(3) 重大な不備に該当すると考えられる事例（市長部局にて発生した主な事案）

① 非常勤嘱託職員報酬未払い

概要	本市非常勤嘱託職員に対して、支払うべき時間外勤務手当に相当する報酬を支払っていないことが確認された。 その後、全庁調査を行い、未払い報酬相当額の算定を行ったうえで、和解契約を締結し、未払い報酬相当額を支払った。
原因	平成 28 年度まで、本市非常勤嘱託職員には、時間外勤務を行わせないこととしており、時間外勤務を行った場合は他の勤務日の勤務時間を短縮することで調整してきた。しかし、年度末までに未調整の時間が積み残された非常勤嘱託職員が存在し、当該時間外勤務に係る報酬が支払われていなかった。
再発防止策	平成 29 年度より、時間外勤務を行った場合には時間外勤務手当相当の付加報酬を支給する制度へ改正を行い、運用を行っている。

② 共同溝の管理に要する負担金の算定誤り

概要	本市が管理する共同溝（※）の負担金徴収業務において、負担金の額を誤って算定し徴収していたもの。 ※ 道路の地下空間に水道やガスの管、電気や電話のケーブルなどライフラインを収納するトンネル状の施設。点検や清掃などの維持管理は各区役所が行い、維持管理に係る費用を負担金として管やケーブルを所有する事業者に年度末にまとめて請求する。
原因	① 設備の点検費用等に係る負担金の算定にあたり、二重に消費税を加算し負担金を計算していたもの。 〔主な原因〕設備の点検費用等に係る負担金を算定する計算シートでは、点検や清掃等に要した費用の税抜き金額を入力し、各事業者の負担金を算出した後に消費税を加算する仕様となっていたが、 <u>税抜き金額を入れるべきところに誤って税込金額を入力した</u> もの。 ② 負担金を算定する際に、3月分の電気料金などを計上せず計算していたもの。 〔主な原因〕負担金の算定に含めるべき電気料金については、3月分の請求書が4月中旬に送付されることから、当該年度の負担金に反映できないため、負担金の算定にあたっては <u>3月分の電気料金を次年度の負担金に含める必要があったが、こうした認識がなく、11カ月分の電気料金をもって負担金を算出して</u> いたもの。
再発防止策	各事業者への負担金の算定にあたり、金額などの入力項目を正確に入力できているか、また請求額に反映していない項目がないかなどを確認するチェックシートを作成のうえ、ダブルチェックを徹底し、適正な事務処理を行う。

③ 制限付き一般競争入札における失格基準価格の算出ミス

概要	入札を実施した工事について、失格基準価格の算出を誤り、本来落札すべき業者とは異なる業者を落札者として決定し契約していたことが判明した。
原因	<p>各経費項目の金額をもとに失格基準価格を算出する際、発注課から契約担当課に提出された設計書中の4つの経費項目のうちの1つについて、契約担当課が<u>計上先を誤って算入したもの</u>。</p> <p>また、本来、失格基準価格の算出に際しては、職員による<u>ダブルチェックを行うこととしていたが、本年度の一部の案件については行っていなかったもの</u>。</p>
再発防止策	<p>発注課から契約担当課に提出される設計書の各経費項目と、それに対応する失格基準価格との照合を確実に行うことができるよう、失格基準価格の算出を行う専用シートを新たに作成する。</p> <p>主担当者による専用シートでの失格基準価格の算出後、副担当者によるダブルチェックを徹底する。</p>

④ 道路照明灯の電力契約における不適切な事務

概要	本市が管理する道路照明灯の電力契約において、工事などで撤去した照明灯の廃止手続きを行っていなかったものが多数あることが判明した。
原因	<p>主に平成17年から平成22年にかけて実施していた水銀灯からコンパクト蛍光灯へ交換する照度アップ事業において、既存灯具である水銀灯の電力契約を廃止する手続きを行う必要があったが、その一部で手続き漏れが発生したと考えられるほか、道路改良工事等において撤去した照明灯の廃止手続きの一部でも手続き漏れがあったと推測される。</p> <p>また、既存の道路照明灯の台帳は、<u>修繕対応を主目的としたものであったため電力契約情報の記載が十分ではなかったことから、個々の照明灯がどの契約に対応しているのかを確認することが難しく、この台帳を利用した電力契約状況の管理を実施していなかった</u>。</p>
再発防止策	<p>今後は新たに整備する道路照明灯の台帳を基に確実に電力契約情報の管理を行うとともに、道路照明灯の新規の設置や廃止など、電力契約に変更が生じる工事を行う際の事務手続きに関する手順書を作成し、契約手続きを照明灯の工事業者に依頼する場合でも、この手順書に基づき本市が発注に基づいた内容が正しく実施されているか、確実に検収を行うなどの業務管理を、責任をもって行うことで手続き漏れを防ぐこととする。</p>

5 今後の取り組みについて

制度の適切な運用を継続し、実効性を確保するために、以下のような取り組みを継続して実施していく。

(1) 庁内への周知啓発

① 全庁的な注意喚起

- 実際に発生した不適切な事務処理・事故の事例（重大な不備、又は他部署でも発生し得るもの）を示し、所管事務のリスク管理状況の確認を促す

② 職員研修

- 階層別研修での事例説明及び注意喚起
- 内部統制推進員（＝コンプライアンス推進員）向け研修での事例検討
実際に発生した事務事故事案を題材とした意見交換等

(2) 各所属でのリスク管理に向けた取り組みの支援

- ・ 評価部局で把握した全庁の事故事案及び再発防止策の検討状況等を踏まえ、再発防止の観点から、推進部局から全庁（又は関係部署）に事案及び再発防止策を情報提供し、各所属のリスク管理状況の再確認を各所属に促す。